

# 山林についての相続税の納税猶予取りやめ届出書

税務署  
受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_税務署長

〒 \_\_\_\_\_

届出者 住所 \_\_\_\_\_  
(林業経営相続人)  
氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

租税特別措置法第70条の6の6第1項の規定に基づく山林についての相続税の納税猶予の特例について、この特例の適用を受けることを取りやめたいので、同条第3項第5号の規定によりその旨を届け出ます。

被相続人 \_\_\_\_\_ (電話番号 \_\_\_\_\_)  
〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 相続(遺贈) 平成 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
があった年月日 令和 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

この届出書を提出する日における猶予中相続税額 . . . . . \_\_\_\_\_円

(注) この届出書を提出した日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した林業経営相続人が死亡した場合には、林業経営相続人の相続人(包括受遺者を含みます。)が林業経営相続人の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、納税猶予中の相続税及び利子税を納付する必要があります。

※欄は記入しないでください。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

	通信日付印の年月日	(確認)	猶予整理簿	検算	整理簿番号
※	年 月 日				

(裏)

## 使用目的

この届出書は、山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けた林業経営相続人が税務署長に納税猶予の特例の適用を受けることを取りやめる旨の届出を、租税特別措置法第70条の6の6第3項第5号の規定により行うために使用するものです。